

令和 8 年第 9 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 8 年 9 月 18 日
曾於市農業委員會

第9回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和8年9月18日（金） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番		11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員 10番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 6番 〇〇〇〇〇、7番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長兼農地係長	〇〇〇〇〇
	総務係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和8年9月18日（金） 午前10時10分

令和 8 年第 9 回曾於市農業委員会総会日程

令和 8 年 9 月 18 日（金）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第62号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第63号 農地法第 3 条 所有権移転による許可申請について

議案第64号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第65号 農地法第 5 条による許可申請について

議案第66号 非農地証明願について

議案第67号 農用地等のあっせんについて

議案第68号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和 8 年 12 月 1 日始期分）

(2) 報告

報告第 9 号 合意解約等の報告

4 その他

令和8年第9回曾於市農業委員会総会

令和8年9月18日（金） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。8月、9月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。また、○○○○○委員からは、少し遅れる旨の連絡を受けております。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第9回曾於市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（○○○○○会長）

まず、議事録署名委員の指名を行います。6番○○○○○委員、7番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第62号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

末吉3号について、9月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、都城市で林業を営む法人です。設立は令和元年5月30日。出資額は100万円です。法人形態要件は、株式会社で適当であると思われます。株式の譲渡については、定款に株主総会の承認を要する旨の記載があるので適当であると思われます。事業要件については、主たる事業が杉苗であり適当と思われます。構成員要件については、構成員1人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上であり、過半を占めるため適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の1人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○9番委員（○○○○○）

構成員の状況で、○○○○○氏は年間農業従事日数が前年、見込みとも300日ですが、業務執行役員の状況では、200日となっているのはなぜなのか。それと、事業の実施状況及び事業計画で、1年前より初年度の金額が少ないのは何か理由があるのか。また、杉苗だけの売上げなのか。営農計画では、面積が記入してありませんが、取得前の経営面積はいくらなのか伺います。

○議長（○○○○○会長）

調査員分かりますか。

○7番委員（○○○○○）

売上げについては、3年前が1番多いという話なんですけど、この時期に1人でやっていて、頑張り過ぎたというか、適量が分からない状態でやっていたと。それで適量がだんだん分かってきたために下がってきたということを話してました。

○議長（○○○○○会長）

事務局から補足をお願いします。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

申請人の代表者である○○○○○さん個人の名義の農地が曾於市に7,817㎡、今回3条で法人として取得する農地の隣接地になります。

○9番委員（○○○○○）

売上げは、杉苗だけの売上げなのかというのと、100日の差はどうなってるのかの回答がないんですけど。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

売上げについては、この方は杉苗一本でされている方で、今回、法人として農地取得をしたいということで相談があったところです。農業従事日数については、すみません、ちょっと確認が漏れ

ていたんですけど、ほぼ毎日のように末吉の農地に来られているというのは確認しております。

○9番委員（○○○○○）

従事日数が300日と200日と書いてあるそれがおかしいと思うんですよ、どっちが正しいのか。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

ちょっと確認はしていないんですけども、300日が正しいと私は思っております。すみません、よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○9番委員（○○○○○）

それじゃあ、ちゃんと確認して注意してください。それと下がった理由は、ちょっとはっきり分からないんですけど、分かっていたら教えてください。

○事務局（○○○○○局長）

そちらの方につきましては、詳細に聞き取りができていなかったみたいですので、再度その部分については、事務局の方で確認させていただきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○9番委員（○○○○○）

はい。

○12番委員（○○○○○）

この法人の役員は何人いらっしゃるんですかね。1人ですか。1人の場合は、代表取締役ではなくて取締役ではないんですか。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

補足説明資料の3ページに現在事項全部証明書の写しを添付しておりますが、確かに○○○○○さん1人で代表取締役になっております。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第62号農地所有適格法人要件届出書については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第63号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉119号について、9月5日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は従兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉120号について、9月5日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は他人です。受人が今まで借りて耕作していましたが、渡人の息子さんが亡くなり、受人にもらってほしいとの要望があり贈与となりました。また、この受人の経営面積は全然ないわけですが、ヤミ小作で結構、水田とか畑の方もたくさん借りていまして、牛も26頭ほどいまして割と大きな経営をしています。今までも私自身が農業委員会を通しての賃借をということで指導してきましたが、なかなか今のところは難しいようで、今回も指導はちゃんといたしました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

末吉121号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉122号について、9月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはユズを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

末吉123号及び124号について、9月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。受人が同一人であるため、併せて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には杉苗を栽培される予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

大隅125号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は姉弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅126号について、9月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地は、以前から受人が耕作していたということです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部127号について、9月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には既に茶を栽培されており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部128号について、9月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械はトラクターを所有しており、出荷先はJAあいら、資材等購入先もJAあいらです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には栗を植樹される予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

財部129号について、9月6日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は姉妹です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

（○○○○○委員 入室）

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○9番委員（○○○○○）

末吉122号について、営農計画では現在の経営状況及び年間の販売高は、なしとありますが、経営面積の1,062㎡はどうされているのか。それと、末吉123号について、杉苗を植えるということですが、10a当たり何本植えられるのか伺います。

○15番委員（○○○○○）

今取得してる農地には、ユズ胡椒用の胡椒を栽培されて、もう今収穫をされています。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○9番委員（○○○○○）

ということは、販売高があるということですね。

○15番委員（○○○○○）

今年から植えているので、今年販売の金額が出ると思います。3か月前に農地を取得して、今年初めて収穫されています。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○9番委員（○○○○○）

はい。

○7番委員（○○○○○）

杉苗の本数については、正確には把握しておりません。杉苗じゃなくてですね、種のための木を植えていくということです。

○9番委員（○○○○○）

だから、それを何本植えるのかを聞いているんです。

○7番委員（○○○○○）

何本植えるのかは把握しておりません。

○事務局（○○○○○）

ここは、母樹というか種をですね、よそから採ってきたやつを、そこのハウスの所で植えてハウスの中で育てたやつを出すというような形です。今回は、母樹用の農地を取得して、そこに杉苗を植えて、そして高さを2mぐらいにして種を採ってそれから近くにある施設の所で種から苗にさしてそれから出すというような形です。だから、今回そこに何本植えるというのは把握はしていないんですけど、そんなに詰めて植えるということとはできないような形だと思っております。

○13番委員（○○○○○）

この件は、私の地元でありますので、今聞いたところ畑に杉を植えるということで話されているんですけど、周りにも畑があると思うんだけど、そういう場合に迷惑をかけるというようなことはないですかね。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

この方もなんですけど、財部の方も杉苗を今されている方がいらっしやいまして、申請の受付の段階で管理ができなくなった場合は、無断転用になりますということで指導はしております。周りから苦情等がこないように杉苗の採圃場だということが分かるような看板まで設置をしてくださいということで申請を受けたところです。あと本数については、さきほど法人の申請と同じようで売上げの確認、日数の確認も含めて確認をさしていただきたいと思います。以上です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○9番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員もよろしいですか。

○13番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第63号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第64号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉24号について、9月9日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、丸山上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地と畑、西が畑、南が道路を挟んで山林、北が宅地です。目的実現の確実性は、農業用倉庫、駐車場を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫、駐車場を設置する面積632㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫、駐車場を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただいまの報告に対して、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第64号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第65号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉27号について、9月9日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、小倉自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、車庫、コンテナを整備する面積が全体で218㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除については、緩衝地を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、車庫、コンテナを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉28号について、9月9日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、議案第64号農振変更申請の末吉24号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫、駐車場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅29号について、9月9日に私と〇〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、八合原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が水路

を挟んで宅地、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で618㎡であり、一般住宅の基準の500㎡を超えますが、理由書のとおりであり適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除については、法面保護として緩衝地を設け、建物の高さも加減します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部30号について、9月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、桐原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が山林、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫、物置、カーポート、駐車場、通路を整備する面積が全体で1,080㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、法面保護を行い、砂利を敷設し、隣接する畑から1.7mから3m離して建築します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、物置、カーポート、駐車場、通路は既に整備しており、農地への復元も困難であり、また、許可後に農業用倉庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第65号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第66号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○6番委員（○○○○○）

大隅22号について、9月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、梶ヶ野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が道を挟んで畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺農地への影響については、申請地の西側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和57年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当します。農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第66号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第67号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉98から102までは、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅103は、16番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅104及び105は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部106及び107は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉60は継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉63も継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅64は成立です。65は継続をお願いします。

○推進委員（○○○○○）

財部66も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

財部67も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉68も継続をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉69も継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

末吉70、71、72も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉73、74も継続をお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉75も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉76も継続をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

大隅77も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

大隅78も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

財部79も継続をお願いします。

○推進委員（○○○○○）

財部80、81も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部82も継続をお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部83は打ち切りをお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉84、85、86、87は継続をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉88、89も継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

末吉90は打ち切りをお願いします。91は成立です。92、93は継続をお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉94は成立です。95は継続をお願いします。

○13番委員（○○○○○）

末吉96も継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅97は成立です。

○議長（○○○○○会長）

大変御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第68号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年12月1日始期分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（○○○○○局長）

議案第68号の促進計画案について、御説明いたします。議案書は、A3判の別冊資料として配布しております。まず、1ページから6ページまでは、農地中間管理権及び利用権の設定に係る一括方式による案件で、75件135筆となっております。このうち、議事参与の制限に該当するものは、1件1筆です。次に、7ページは、所有権移転に係る一括方式による案件で、9件17筆です。このうち、議事参与の制限に該当するものは、1件1筆です。8ページは、令和8年12月1日始期分の集計表となりますので、よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

本件については、議事参与制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式による受理番号670並びに所有権移転の一括方式による受理番号31を除いて審議いたします。農用地利用集積等促進計画案に係る利用権設定及び所有権移転について、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第68号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年12月1日始期分は、議事参与制限に該当する2件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。ここで、○○○○○委員は議事参与の制限により退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式による受理番号670を審議いたします。本件について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第68号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年12月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式による受理番号670は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、私は議事参与の制限により退席するため、議長を会長職務代理者である○○○○○委員と交代いたします。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長職務代理者）

それでは、続いて所有権移転の一括方式による受理番号31を審議いたします。本件について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長職務代理者）

議案第68号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年12月1日始期分の所有権移転の一括方式による受理番号31は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長職務代理者)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。〇〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長職務代理者)

ここで、議長を〇〇〇〇〇〇会長と交代いたします。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

それでは次に、報告第9号合意解約等の報告については、議案書の18ページ及び19ページを御覧ください。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

その他で何かありませんか。

○12番委員(〇〇〇〇〇〇)

弥五郎どん祭りの協力、ヤミ小作の解約対応について

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局(〇〇〇〇〇〇局長)

9月、10月の行事予定等について

○事務局(〇〇〇〇〇〇総務係長)

熊本地震義援金の送金、地域別農業委員会農地利用最適化推進会議の日程、身分証の携帯、活動記録簿の提出等について

○事務局(〇〇〇〇〇〇次長兼農地係長)

農家相談室、市長への提言案の提出、農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う個別変更申請の申出受付停止期間、利用権終期一覧表の配布等について

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和8年第9回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局(〇〇〇〇〇〇局長)

御起立願います。一同礼。御苦劳様でした。

令和8年9月18日(金) 午前10時10分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員